

## II

# 条例の構成

- 1 これまでの経緯
- 2 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の概要
- 3 条例の対象施設及び整備基準
- 4 手続きについて

# 条例の構成

## 1 これまでの経緯

### 《条例の制定まで 一昭和 50 年代～平成 8 年－》

本県においては、昭和 52 年に障害者のための住宅整備の手引書（「住まいのデザイン」）、昭和 56 年に県立施設を対象とした「身体障害者等の利用を考慮した施設整備基準」、昭和 57 年に市町村、民間施設、道路、公園をも対象とする「神奈川県だれもが住み良い福祉の街づくり推進指針」を制定しました。

昭和 63 年には、事前協議制度を導入した「神奈川県だれもが住み良い福祉の街づくり推進要綱」を定め、さらに平成 2 年には、全国に先駆けて「神奈川県建築基準条例」に福祉的配慮の基準を盛り込みました。

この間、横浜市をはじめとする県内 6 市において指針等の制定が行われ、また、県としても各市町村に対して、各地域の実情にあった整備指針、推進要綱の制定を働きかけ、県、市町村が協調して福祉の街づくりに邁進してきました。

### 《条例の制定及び整備基準の見直し 一平成 8 年～平成 14 年－》

その後、行政指導の実効性の確保が課題となり、条例を制定する必要性が検討されることとなりました。また、平成 6 年に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」との整合性確保の必要性や、さらには、行政運営の公正性、透明性を確保するための行政手続法（条例）の制定などもあり、このような経過の下で、「福祉の街づくり条例」を制定（平成 8 年 4 月 1 日施行）しました。

平成 12 年には、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」の制定やバリアフリーに対する関心の高まりなど、条例を取り巻く環境は大きく変化してきたことから、福祉の街づくり条例施行規則を改正し、整備基準を大幅に見直しました。（平成 14 年 4 月 1 日施行）

### 《条例及び施行規則の改正 一平成 20 年～令和 4 年－》

条例制定から 10 年以上が経過し、少子高齢化の一層の進行、ユニバーサルデザインに関する意識の高まり、平成 18 年にハートビル法と交通バリアフリー法を統合してバリアフリー法が制定されるなど、社会環境の変化に的確に対応する必要が生じてきました。特に、本格化する高齢社会への対応として、バリアフリー化に向けてより実効性のある条例とすることが喫緊の課題となりました。

また、バリアフリー法においては、一定の建築物にバリアフリー化の整備基準への適合を義務付け、適合の状況を建築確認において審査することで実効性を担保していますが、地方公共団体は、条例により、対象施設の追加、規模の引下げ、基準の付加をすることが可能となっています。（バリアフリー法委任規定）

このため、条例を改正し、ユニバーサルデザインの趣旨を踏まえた総則及び施策の基本方針の見直しとともに、バリアフリー法委任規定を新設することとしました。

また、このような改正の趣旨を明確に示すため、題名についても「みんなのバリアフリー街づくり条例」として、平成21年10月1日から施行することとしました。さらに、施行規則の水準についても、バリアフリー法による整備基準との整合を図るとともに、より幅広い対象者に対してきめ細かな対応を図るため、新たにカラーバリアフリーを規則に位置付けることとしました。施行時期は条例と同じです。

### 《条例及び施行規則の改正　－令和4年～－》

ユニバーサルデザイン2020行動計画の策定、ユニバーサル社会実現推進法の施行や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、バリアフリー法では共生社会の実現が基本理念として追加されました。

本条例においても、これら社会環境の変化を踏まえ、目的として共生社会づくりの方向性を明確化するとともに、新たに施設等の整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画を推進することを県の基本方針に位置付けたほか、県・事業者の責務として、情報の提供や適正な配慮についての周知等の取組を位置付けることによりハード・ソフトの一体的な取組の推進を図ることとしました。（令和4年10月21日施行）

また、規則に定める整備基準についても、その内容や運用がより実態に即したものとなるよう介助用大型ベッドの設置や施設計画段階からの障害者等その他の関係者の参画を整備基準化するなどの改正を行いました。（令和6年10月1日施行）

更に、バリアフリー化の一層の促進を図るため、令和6年6月にバリアフリー法において、車椅子使用者用駐車区画の数などに関する基準が引き上げられることになり、条例においても足並みを揃える形で整備基準の見直しを行うこととしました。（法・条例いずれも令和7年6月1日施行）

## 2 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の概要

### 1 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の構成

#### 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成20年12月26日公布）

##### 第1章 総則（第1条～第6条）

目的、定義、県・事業者・県民の責務、総合的推進

##### 第2章 施策の基本方針等（第7条～第11条）

施策の基本方針、障害者等の意見の反映、検討、情報の提供等、財政上の措置

##### 第3章 施設等の整備（第12条～第27条）

公共的施設等の整備、指定施設の整備、公共交通機関等の整備

##### 第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項 (第28条～第33条)

##### 第5章 雜則（第34条～第36条）

適用除外、特定道路及び特定公園施設整備に係る適用除外、委任

##### 附則

条例は全5章、36条からなり、第1章で目的、定義、県・事業者・県民の責務、総合的推進、第2章で施策の基本方針、障害者等の意見の反映、検討等の規定、第3章で具体的な施設整備に関する規定、第4章でバリアフリー法に基づく法委任規定、第5章で適用除外等が定められています。

また、施行規則においては、第3章に基づく具体的な対象施設及び整備基準並びに事前協議や諸手続き、第4章に係る事項が定められています。

## 2 条例の題名

平成20年の条例改正では、バリアフリー法委任規定を盛り込み、バリアフリー化に向けて実効性のある取組を行うという趣旨を明確にするため、題名を「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」としました。

「みんなの」には、「誰にとっても」（対象者）の意味と、「みんなが進める」（推進主体）の意味があり、「バリアフリー街づくり」は、身近な生活環境におけるバリアフリー化を進める趣旨を表すものです。

なお、ユニバーサルデザインの考え方方に立つ一方で、「バリアフリー」という用語を選択したのは、街の中に依然としてバリア（障壁）があり、ユニバーサルデザインの推進に当たってもバリアを取り除くこと（バリアフリー）が喫緊の課題であることを明確化するためです。

社会の中に存在しているバリアには、大きく分けて4つあります。（4つのバリア）

バリアの種類	説明	事例
物理的なバリア	公共交通機関、道路、建物などにおいて、利用者に移動面で困難をもたらす物理的なバリアのこと	<ul style="list-style-type: none"><li>路上の放置自転車</li><li>急勾配の通路、建物までの段差</li><li>座ったままでは届かない位置にあるもの 等</li></ul>
制度的なバリア	社会のルール、制度によって、障害のある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリアのこと	<ul style="list-style-type: none"><li>学校の入試、就職や資格試験などで、障害があることを理由に受験や免許などの付与を制限する</li><li>盲導犬を連れての入店拒否 等</li></ul>
文化・情報面でのバリア	情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリアのこと	<ul style="list-style-type: none"><li>タッチパネル式のみの操作盤や音声のみによるアナウンス</li><li>点字・手話通訳のない講演会</li><li>分かりにくい案内や難しい言葉 等</li></ul>
意識上のバリア	周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障害のある人を受け入れないバリアのこと	<ul style="list-style-type: none"><li>精神障害のある人は何をするか分からないから怖いといった偏見</li><li>障害がある人に対する無理解、奇異な目で見る、かわいそうな存在との決めつけ 等</li></ul>

本条例では、整備基準等によるハード面でのバリアフリーだけでなく、施設利用時に必要となる支援等について規定し、県民等に対する「心のバリアフリー」を推進することで、バリアフリーの街づくりを進め、地域共生社会を実現することを目指しています。

「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

### 3 条例の概要

#### (1) 目的（第1条）

全ての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を保障されることの重要性にかんがみ、障害者等が安心して生活し、自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくりに関し、県・事業者・県民の責務、県の基本方針を定めるとともに、施設等を障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備を進め、もって地域共生社会の実現に資することを目的としています。

#### (2) 定義（第2条）

バリアフリーの街づくりを進める上で配慮すべき対象である「障害者等」を「障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児を同伴する者その他の者で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受けるもの」と定義しています。これはバリアフリー法が定義する範囲に、ユニバーサルデザインの観点を明確にするため、「妊産婦、乳幼児を同伴する者」を追加したものです。

なお、対象者をこのように定義したのは、「障害者等」が最も日常生活や社会生活に制約を受けており、また現在の施設等の状況が特に障害者等にとって利用しにくいものとなっていることから、障害者等の安全かつ快適な利用に配慮した街づくりを進めることは、障害の有無にかかわらず、全ての人にとって利用しやすいものとなるという趣旨によるものです。

#### (3) 県等の責務（第3条～第6条）

ア 県・事業者は、自ら設置し又は管理する県民の利用に供する施設等について、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮した整備を進めるものとします。

また、県・事業者は、これらの施設等について、情報の提供その他の支援を行うとともに、適正な配慮についての周知等の取組を行います。

#### ＜取組例＞

- (1) 情報の提供その他の支援 ※必要な方が整備した施設・設備を使うための支援
  - ・施設の各箇所に分かりやすい表示を設置し、また、案内できるようにしておく。
  - ・意思疎通のための筆談ボードやメモ帳を用意し、対応方法の周知を行う。
  - ・設備利用方法や適正配慮に関する職員への研修を行う。
  - ・非常時に備えた体制整備及び職員への研修を行う。 等
- (2) 適正な配慮についての周知等
  - ※必要な方が整備した施設・設備を使えるよう、県民等に向けた注意喚起
    - ・対象区画を明確化する。（戸などへの注意書き、駐車場やエレベーター内の塗装等）
    - ・館内放送でのアナウンスを行う。
    - ・不適正利用を見かけた場合に声掛け等の対応を行う。
    - ・国や自治体施策に協力(普及啓発ポスターの掲示やチラシ配布等)する。 等

県民にあっては、一人ひとりが障害者等の抱える問題を理解し、協力すること、いわゆる「心のバリアフリー」を進めることが重要であり、「障害者等の移動及び施設等の利用を確保するために協力するよう努める」ことを責務として規定しています。

「心のバリアフリー」とは

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

「心のバリアフリー」を体現するための3つのポイント

- (1) 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- (2) 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- (3) 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

イ 県・事業者・県民は、バリアフリーの街づくりに関するそれぞれの責務を自覚し、一体となって推進体制を整備し、バリアフリーの街づくりの実現を図ります。

#### (4) 施策の基本方針等（第7条～第9条）

ア 県は、条例の目的を達成するため、「県民意識の高揚」、「整備計画の策定等への障害者等を含む多様な関係者の参画及び相互の連携に配慮した施設等の整備の推進」、「障害者等の社会参加の促進」の基本方針に基づく施策を計画的に実施します。

イ 県は、バリアフリーの街づくりに関する施策に、障害者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとします。

ウ 県は、バリアフリーの街づくりに関する施策について、適時かつ適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

#### (5) 施設等の整備（第3章に基づく整備）

ア 公共的施設、道路、公園、公共車両及び住宅

公共的施設とは、官公庁施設、教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設、公共交通機関の施設、駐車場、共同住宅、事務所その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で、規則で定めるもの[規則別表第1]をいいます。

イ 整備基準（第12条）

公共的施設、道路、公園の構造及び設備の整備に関する基準は、「障害者等が安全かつ快適に利用できるものとするための」ものであり、次に掲げる事項について、規則で定めています。[規則別表第2の1～4]

- ① 車椅子使用者等が通行できる幅員の確保
- ② 車椅子使用者等が通行できる傾斜路の設置
- ③ 滑りにくい路面、床面等とするための措置
- ④ 階段等への手すりの設置
- ⑤ 障害者等の利用に配慮したエレベーター、便所及び駐車場の設置
- ⑥ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設等障害者等の利用に配慮した誘導又は案内の表示
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、障害者等の利用に配慮すべき事項

#### <整備基準の考え方について>

- 整備基準の「安全かつ快適に利用できる」とは、利用に当たっての安全性はもとより、介助なしに自らの意思で自由に利用できる状態をいうものです。
- 障害の種別や程度により「安全かつ快適」の具体的な内容が異なるため、整備基準は基本的な内容としていますが、基準を満たしていれば十分であるということではありません。
- 整備基準を満たした上で、施設の特性や利用者ニーズを適切に把握し、どれだけ独自の配慮が加えられるかが重要となります。
- このプラスアルファの内容は個別の施設により異なりますが、事業計画や計画・設計の各段階において、利用者に対して意見を聴取し、また計画・設計への参画をいただくことも重要です。
- 「Ⅲ 整備の基本的な考え方」を参考に、より使いやすく、快適に利用できる施設となるよう十分な検討をお願いします。

(ア) 公共的施設、道路、公園を新築等する者は、整備基準を遵守しなければなりません。(第 13 条)

(イ) 既存施設を設置又は管理する者は、当該既存施設を整備基準に適合するよう整備に努めなければなりません。(第 14 条)

(ウ) 公共的施設等を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設等を整備基準に適合させたときは、適合させた部分について、利用可能な状態を維持するよう努めなければなりません。(第 15 条)

#### ウ 指定施設の事前協議等（第 17 条～第 25 条）

(ア) 指定施設（公共的施設のうち規則で定めるもの。）の新築等をしようとする者は、その計画をあらかじめ知事に協議しなければなりません。

(イ) 協議を行わずに工事に着手したとき、又は協議の内容と異なる工事を行ったときは、必要な措置をとることを勧告することができます。

(ウ) 勧告を受けた者が、正当な理由がなく勧告に従わないときは、氏名、勧告の内容等を公表することができます。

(エ) 既存指定施設が整備基準に適合しているかどうかの調査の実施及び報告を求めることができます。

#### エ 公共車両（第 26 条）

公共車両の所有者又は管理者は、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めなければなりません。

#### オ 住宅の整備（第 27 条）

県民及び住宅を供給する者（主に建築・販売業者、設計者等）は、その住宅について、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めなければなりません。

障害者が地域において自立した生活を送ることができるよう、また、加齢等に伴つて心身の機能の低下が生じた場合にも住み続けることができるよう、バリアフリー環境に配慮した住宅を整備していくことが必要です。

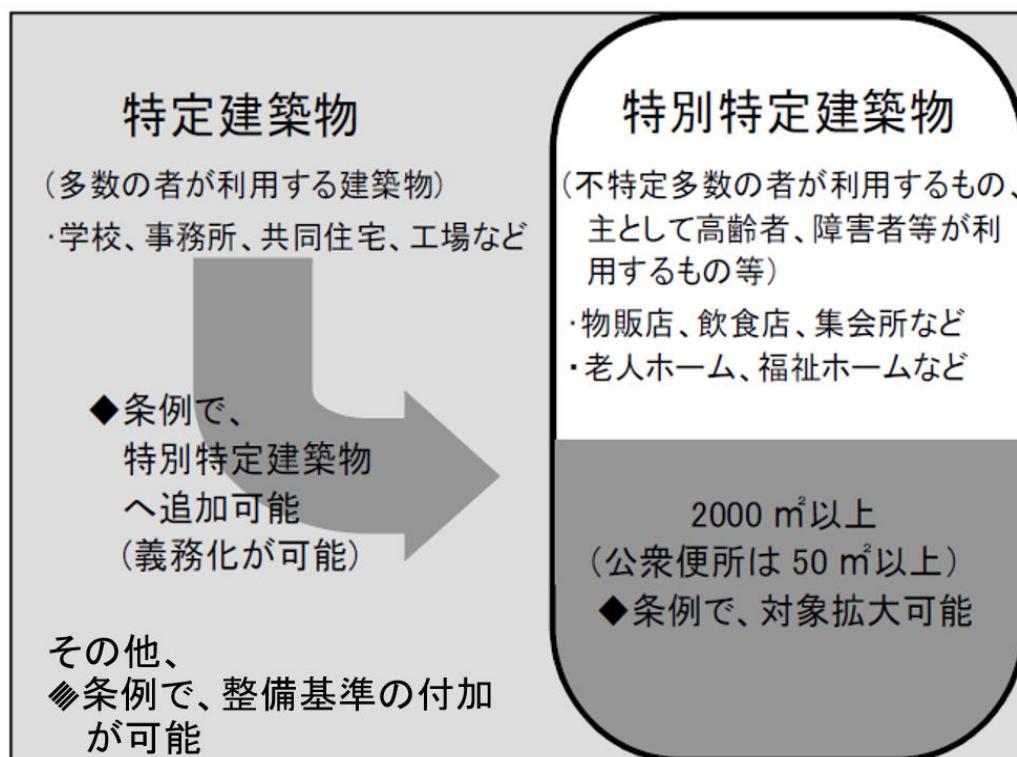
## (6) 第4章に基づく施設整備（バリアフリー法委任規定による整備）

バリアフリー法では、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（特別特定建築物）で、新築等に係る床面積が2,000平方メートル（公衆便所においては50平方メートル）以上のものに、政令で定める整備基準（建築物移動等円滑化基準）への適合を義務付けています。

この規定は、建築基準関係規定として、建築確認・完了検査の段階で適合性が審査されるとともに、基準適合命令や、命令に違反した場合の罰則等の規定があります。

また、条例により、義務付ける対象の建築物の対象用途や規模を付加することができることとしており、地域の実情に即したバリアフリー化の推進が可能となっています。（バリアフリー法第14条第3項）

本条例では、同法の規定に基づき、条例第4章で建築確認審査の対象となる施設の追加、規模の引下げ、整備基準の付加について規定しています。



（日本建築行政会議「バリアフリー法逐条解説（建築物）2021年版」P9を参考に加工）

### ア 対象とする施設の追加（第29条）

法により整備を義務付けられている施設（特別特定建築物）に、次に掲げる施設（仮設建築物を除く）を条例に追加しています。

- (ア) 学校
- (イ) 共同住宅
- (ウ) 福祉施設（保育所、児童福祉施設等）

### イ 対象とする建築の規模の引下げ（第30条）

法で対象とする施設の規模を床面積（増築又は改築の場合は当該増築又は改築に係る部分の床面積）2,000平方メートル以上としているものを、新築、増築、改築を行う場合について、次に定める床面積に引き下げています。

- (ア) 500平方メートル以上とするもの

学校、病院、老人ホーム、福祉施設（保育所、児童福祉施設等）、集会場、飲食

店、百貨店、公衆浴場 等

(イ) 1,000 平方メートル以上とするもの

劇場、ホテル又は旅館、体育館 等

ウ 整備すべき基準（建築物移動等円滑化基準）に付加する事項（第 31 条）

次に掲げるものを整備すべき基準に付加しています。

(ア) 多数の者が利用する階段の上端部分に接する廊下等の部分と階段の踊場の下りの

段の始まる部分には、点状ブロック等を敷設すること。

(イ) 多数の者が利用する階段のうち、1 か所以上について、回り階段の禁止及び踊場  
に手すりを設けること。

(ウ) 床面積 1,000 m<sup>2</sup>未満の建築物について、敷地内に 1 以上の車椅子使用者用便房の  
整備を行うこと。

(エ) 階数が 4 以上の共同住宅にあっては、道等及び駐車場から各住戸までの経路を、  
高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（移動等円滑化経路）とすること。

(オ) 移動等円滑化経路は、次に掲げるものであること。

① 経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の幅は 90 センチメートル以上とする  
こと。

② 経路を構成する敷地内の通路の幅は 140 センチメートル以上とすること。

エ 基準の緩和（第 32 条）

条例で付加する施設等について次の整備の義務付けを免除します。

① 床面積（増築又は改築の場合は当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計  
が 1,000 平方メートル未満の施設における、エレベーターの設置を免除

② 幼稚園及び保育所における、人工肛門等保有者用水洗器具（オストメイト対応  
設備）の設置を免除

オ 制限の緩和（第 33 条）

第 4 章の規定は、第 4 章と同等以上に特別特定建築物の移動等円滑化が図られる  
と知事が認める場合又は特別特定建築物の利用の目的、敷地の状況等によりこの規定に  
より難いと知事が認める場合においては適用しないこととしています。

（7）適用除外（第 34 条、第 35 条）

市町村が施設等の整備に関して障害者等の利用及び移動に配慮した街づくりの見地  
から制定するバリアフリーの街づくりに関する条例（法委任規定含む）の内容が、こ  
の条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるも  
のと知事が認めて公示したときは、第 3 章・第 4 章の規定は、当該市町村の区域にお  
ける施設等の整備については、適用しないこととしています。

・ 川崎市福祉のまちづくり条例（平成 10 年 1 月 1 日から適用除外）

・ 同（法委任規定部分）（平成 21 年 10 月 1 日から適用除外）

・ 横浜市福祉のまちづくり条例（平成 10 年 3 月 20 日から適用除外）

・ 横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例

（平成 21 年 10 月 1 日から適用除外）

また、他条例規定による技術的助言との重複を避ける観点から、「特定道路」「特定  
公園施設」の整備については、第 3 章の規定は、適用しないこととしています。

## 条例の対象施設及び整備基準

本条例は、第3章で、公共的施設、道路、公園、公共車両及び住宅を、また、第4章で特別特定建築物を整備の対象とし、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用できる、誰もが住みよい街づくりを目指しています。

### 1 第3章の適用について

#### (1) 公共的施設

公共的施設は、条例上「官公庁施設、教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設、公共交通機関の施設、駐車場、共同住宅、事務所その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設」と定義され、規則で詳細に定められています。

公共的施設については、道路及び公園と同様に、新築等をしようとする者に整備基準の遵守義務が、既存施設を設置し又は管理する者に整備基準への適合努力義務が課せられます。

また、施設を整備基準に適合させた場合には、設置者又は管理者に維持保全努力義務が課せられるとともに、適合証の交付を請求することができます。

#### (2) 指定施設

指定施設は、事前協議等の手続きの対象となる施設であり、公共的施設の中から、より公益性の高い施設又は規模の大きい施設を対象としています。

指定施設については、新築等をしようとする者に事前協議が義務付けられ、工事を完了したときは、工事完了の届出が義務付けられています。

また、知事は、必要があると認めるときは、既存の指定施設を設置し又は管理する者に対し、適合調査の結果報告及び改善計画の届出を求めるることができます。

#### (3) 規模等の要件について

指定施設は公共的施設の中から、施設の公共性、公益性等を勘案して規模等の要件により定められています。その結果、全てのものを指定施設としたもの（官公庁施設、教育文化施設等）、用途面積が一定以上のものを指定施設としたもの（店舗等、共同住宅、事務所等）、用途面積以外の要件を設けたもの（駐車場）に分かれています。

用途面積とは、当該用途に供する部分の床面積の合計のことであり、バックヤード等の利用者の利用に供しない部分の面積を含みます。（実際の整備の対象となるのは、利用者の利用に供する部分のみです。）

#### (4) 整備基準について

整備基準は、「障害者等が安全かつ快適に利用できるものとするために必要な基準」であり、公共的施設、道路及び公園について定めています。この整備基準は、条例第13条で新築等に当たって遵守すべきものとしているように、福祉的配慮に基づく整備についての基本的事項を定めたものです。

## ア 整備基準の構成

条例上、整備基準を遵守すべき施設は「公共的施設」、「道路」及び「公園」の三つに大別されますが、「公共的施設」のうち「公共交通機関の施設」については求める整備の内容が一般的の施設と異なるので、別に基準を設けることとし、これを合わせた4部構成となっています。

### イ 整備基準の適用箇所

整備基準においては、「敷地内通路、傾斜路、駐車場、外部出入口、廊下等」というように個々の整備項目を挙げていますが、その前提として、不特定多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する部分にあるこれらの箇所が整備すべき対象となっています。典型的な例としてデパートでいえば、客（利用者）の利用できる部分が整備対象であり、従業員専用の裏方部分は対象とはしていません。施設によっては単純に判断できない部分も考えられますが、基本的にはこの考え方により区別されるものです。ただし、障害者等の社会参加のためには、就労部分も含めて施設全てが整備されることが望ましいため、条例による義務付けとは別の問題として、これらの部分についても積極的に整備をお願いします。

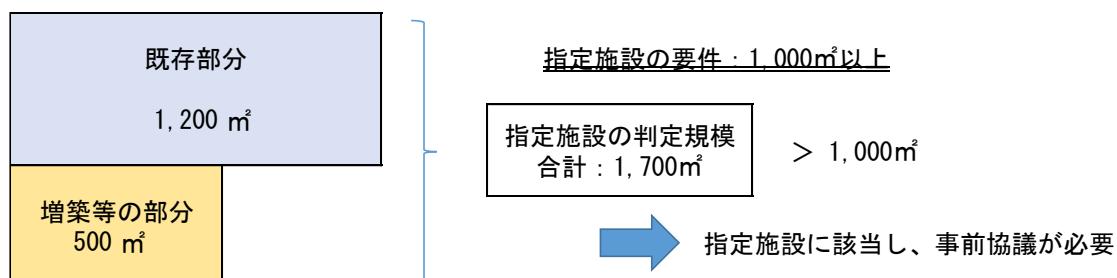
### ウ 建築物にかかる整備基準について

建築物の整備基準については、条例改正により法委任規定を盛り込んだことから、規則の基準と法委任規定の基準との整合を図り、より分かりやすいものとする必要が生じました。このため、規則の基準においても、法令の建築物移動等円滑化経路の概念に相当する「主たる経路」という概念を採用することとし、あわせて関係規定を整理しています。

### エ 増築等の場合における整備基準の適用について

既存部分と同じ用途がある場合、既存部分も含めた増築後の当該用途に係る面積が、指定施設の要件に該当する場合は、事前協議が必要です。この場合の整備対象箇所は増築等の部分及び当該増築等の部分に至る経路としています。

（例）既存施設（宿泊施設：1,200m<sup>2</sup>）が増築（宿泊施設：500m<sup>2</sup>）する場合



●整備対象となる施設の用途と規模（数字は規則別表第1の各項を示します。）

公共的施設	用途	指定施設
1 官公庁施設	国、地方公共団体等の事務又は事業の用に供する施設	全ての施設
2 教育文化施設		
(1)学校等	学校 幼稚園／小学校／中学校／高等学校／中等教育学校／ 大学／高等専門学校／特別支援学校／専修学校／各種学校 自動車教習所 法令に基づく各種大学校／職業技術校等	全ての施設
(2)図書館等	図書館／博物館／美術館等	全ての施設
(3)動物園等	動物園／植物園／遊園地	全ての施設
(4)集会場等	集会場／公会堂／公民館／火葬場等	全ての施設
3 医療施設	医療法に規定する病院、診療所 ※動物病院、接骨院、鍼灸院等は「5 商業施設(3)」に該当	全ての施設
4 福祉施設		
(1)児童福祉法	児童福祉施設 助産施設／乳児院／母子生活支援施設／保育所／ 幼保連携型認定こども園／児童厚生施設／児童養護施設／ 障害児入所施設／児童発達支援センター／ 児童心理治療施設／児童自立支援施設／ 児童家庭支援センター／里親支援センター こども家庭センター	全ての施設
(2)身体障害者 福祉法	身体障害者社会参加支援施設 身体障害者福祉センター／補装具製作施設／ 盲導犬訓練施設／視聴覚障害者情報提供施設	全ての施設
(3)生活保護法	保護施設 救護施設／更生施設／医療保護施設／授産施設／ 宿所提供的施設	全ての施設
(4)老人福祉法	老人デイサービス事業・老人短期入所事業を行う施設 特別養護老人ホーム／養護老人ホーム／老人福祉ホーム 老人福祉施設 老人デイサービスセンター／老人短期入所施設／ 養護老人ホーム／特別養護老人ホーム／軽費老人ホーム／ 老人福祉センター／老人介護支援センター 有料老人ホーム	全ての施設
(5)母子及び父子 並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉施設 母子・父子福祉センター／母子・父子休養ホーム	全ての施設
(6)介護保険法	介護老人保健施設／介護医療院	全ての施設
(7)障害者の日常 生活及び社会生 活を総合的に 支援するための 法律	障害者支援施設 身体・知的・精神障害者支援施設（通所系）／ 精神障害者支援施設（居住系）／地域活動支援センター／ 福祉ホーム（居住系） 地域活動支援センター 福祉ホーム	全ての施設

公共的施設	用途	指定施設
<b>4 福祉施設</b>		
(8)社会福祉法	授産施設／隣保館等	全ての施設
(9)困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性自立支援施設	全ての施設
(10)これらに類する施設	福祉工場／老人憩いの家／地域福祉センター／精神障害者生活訓練施設／精神障害者授産施設／放課後等デイサービス／障害者用グループホーム／自立訓練施設／就労継続支援施設 A型・B型／介護保険法で規定される認知症対応型共同生活介護施設 等	全ての施設
<b>5 商業施設</b>		
(1)公益事業所	電気、ガス、電気通信事業の営業の用に供する事務所 ※携帯電話の小売・直営店舗は「5商業施設(3)」に該当	全ての施設
(2)金融機関等	金融機関の営業の用に供する施設 ※無人ATMを含む [銀行／農協／証券会社／信用金庫・労働金庫／郵便局 等]	全ての施設
(3)その他商業施設	物販店 [百貨店、マーケット／ガソリンスタンド等]／飲食店 [喫茶店、食堂、レストラン等]／理容所／質屋／クリーニング所／宅地建物取引業の営業所／旅行代理店の営業所／美容所／貸衣装屋／その他サービス業の店舗 [動物病院／接骨院／鍼灸院等]	200 m <sup>2</sup> 以上
<b>6 公共交通機関の施設</b>	バリアフリー法第2条第6項に規定する旅客施設	全ての施設
<b>7 駐車場</b>	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場	駐車場法 第12条の規定 による届出を しなければ ならないもの
<b>8 共同住宅</b>	寄宿舎／共同住宅	1,000 m <sup>2</sup> 以上
<b>9 事務所</b>	事務所 (1の項及び5の項に該当するものを除く。)	1,000 m <sup>2</sup> 以上
<b>10 宿泊施設</b>	旅館・ホテル／簡易宿所 ※下宿は対象外	1,000 m <sup>2</sup> 以上
<b>11 公衆浴場</b>	公衆浴場 [銭湯／サウナ／健康ランド等]	500 m <sup>2</sup> 以上
<b>12 地下街等</b>	地下街及びこれに類する施設として消防法施行令で定めたもの	全ての施設
<b>13 運動施設</b>	体育館／ボーリング場／スキー場／スケート場／水泳場／スポーツの練習場 [ゴルフ練習場／フィットネスクラブ等]	1,000 m <sup>2</sup> 以上
<b>14 興行・遊興施設</b>	劇場／映画館／演芸場／観覧場／遊技場[カラオケボックス等]	300 m <sup>2</sup> 以上
<b>15 展示施設</b>	展示場 [モデルルーム／ショールーム等]	1,000 m <sup>2</sup> 以上
<b>16 工場</b>	工場	1,000 m <sup>2</sup> 以上
<b>17 公衆便所</b>	公衆便所 (他の用途の施設の附属施設であるものを除く。)	全ての施設
<b>18 複合用途建築物</b>	1から17までの2以上の異なる用途に供する建築物 (異なる用途に供する部分が明確に区画され、出入口等の主要な部分を共用しないものを除く。)	1,000 m <sup>2</sup> 以上

上記は「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」(第3章部分)における区分であり、建築基準法等上の用途とは異なる場合があります。

公共的施設の項目適合表 (●整備が必要な項目、△は整備に努める項目)

区分			用途面積	整備すべき項目(数字は規則別表第2の1の表 各項を示します)												
				1 敷地内通路 (傾斜路 代替又は併設の場合)	2 駐車場	3 出入口等	4	5 廊下等	6 階段	7 エレベーター	便所					
1 官公庁施設		(1) 学校等	(1) 主要な出入口等	その他の出入口等	(1) 主たる廊下等	(2) 手すりの設置	(1) ※床面積1000m <sup>2</sup> 以上	(1) に該当しない場合	不特定多数利用便所	車椅子使用者用便所	介助用大型ベッドの設置	房乳幼児用おむつ交換台	水洗器具を備えた便房			
			1,000m <sup>2</sup> 未満	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●	△	●	
2 教育文化施設		(2) 図書館等	1,000m <sup>2</sup> 未満	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●	△	●	
			1,000m <sup>2</sup> 以上	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●	△	●	
		(3) 動物園等	1,000m <sup>2</sup> 未満	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●	△	●	
			1,000m <sup>2</sup> 以上	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●	△	●	
		(4) 集会場等	1,000m <sup>2</sup> 未満	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●	△	●	
			1,000m <sup>2</sup> 以上	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●	△	●	
3 医療施設	無床診療所		500m <sup>2</sup> 未満	●	●	●	●	●	●	●	△	●				
	その他の医療施設 (病院、有床診療所)		500m <sup>2</sup> 以上	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●			
			1,000m <sup>2</sup> 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●	△	
			1,000m <sup>2</sup> 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●	△	
4 福祉施設	幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園		1,000m <sup>2</sup> 未満	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●			
			1,000m <sup>2</sup> 以上	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●			
			1,000m <sup>2</sup> 未満	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●			
	その他の福祉施設		1,000m <sup>2</sup> 以上	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●			
公共的施設 (数字は規則別表第1の各項を示します)		(1) (2) 公益事業所 金融機関等	1,000m <sup>2</sup> 未満	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●			
			1,000m <sup>2</sup> 以上	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●			
		(3) 物販店、飲食店、サービス業店舗等	2,000m <sup>2</sup> 未満	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●	△	●	
			200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●			
			500m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●			
			1,000m <sup>2</sup> 以上 2,000m <sup>2</sup> 未満	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●			
			2,000m <sup>2</sup> 以上	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●	△	●	
			2,000m <sup>2</sup> 以上	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●	△	●	
			2,000m <sup>2</sup> 以上	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●	△	●	
			2,000m <sup>2</sup> 以上	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●	△	●	
7 駐車場	500m <sup>2</sup> 以上		●	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●			
8 共同住宅	寄宿舎		1,000m <sup>2</sup> 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	※2	△	●	●	
		共同住宅	1,000m <sup>2</sup> 以上 2,000m <sup>2</sup> 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	※2	△	●	●	
			2,000m <sup>2</sup> 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	※2	△	●	●	
9 事務所	1,000m <sup>2</sup> 以上		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
10 宿泊施設	1,000m <sup>2</sup> 以上		●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●		
11 公衆浴場	500m <sup>2</sup> 以上		●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●		
12 地下街等	全て		●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●	△	
13 運動施設	1,000m <sup>2</sup> 以上		●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●	△	
14 興行・遊興施設	300m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満		●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	●			
	1,000m <sup>2</sup> 以上		●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●	△	
15 展示施設	1,000m <sup>2</sup> 以上		●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●	△	
16 工場	1,000m <sup>2</sup> 以上		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	
17 公衆便所	全て		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	
18 複合用途建築物	1,000m <sup>2</sup> 以上 2,000m <sup>2</sup> 未満		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	※11	
	2,000m <sup>2</sup> 以上		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	※7	

※1 別表第2の4(公園)の基準による。

※2 4階以上の階を有する場合は「●」

※3 別表第1の8の項、9の項又は16の項の用途を含むときは4階以上の階を有する場合に「●」、その他の場合は「●」※4 事務所の用に供する場合は「△」

※5 別表第1の1の項(事務所の用)、2の項(2)から(4)、3の項、5の項又は13から15までの項の用途を含み、それらの用途面積の合計が2,000m<sup>2</sup>以上の場合は「△」

※6 事務所の用に供する場合は「●」、その他の場合は「△」

※7 別表第1の1の項(事務所の用)、2の項(2)から(4)、5の項又は13の項の用途を含み、それら用途面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以上の場合は「●」、その他の場合は「△」

公共的施設の項目適合表 (●整備が必要な項目、△は整備に努める項目)

※8 (2)アのうち「階段の上端に近接する廊下等の部分」、エの部分のみ「●」

※9 事務所の用に供する場合は「●」、その他の場合は「△」

※10 別表第1の1の項(事務所の用)、2の項(2)から(4)、5の項又は13の項の用途を含み、それら用途面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以上の場合には「●」、その他の場合は「△」

※11 無床診療所、小規模店舗又は小規模興行・遊興施設のみで構成される施設以外の場合は「●」

## (5) 整備基準への適合が免除される場合（条例13条ただし書）について

条例第13条では、「整備基準を遵守する場合と同等以上に障害者等が安全かつ快適に利用することができる場合又は規模、構造、利用の目的、地形の状況等により整備基準を遵守することが困難である場合にあっては、この限りではない。」と規定しており、整備基準に近づける工夫や代替措置等が講じられることで、整備基準を「遵守」したものとみなし、「適合」に準じた扱いとすることがあります。

### <適用例>

ア 整備基準を遵守する場合と同等以上に障害者等が安全かつ快適に利用することができる場合（「13条ただし書」前段）

- ・エレベーターの籠の内り幅が基準（140センチメートル）未満であるがスルー型であるため籠内での転回が必要ない。
- ・誘導ブロック等を設けないが職員等により常時介助が受けられる。
- ・ホテル等において、ドアマンが常駐し、案内・誘導する体制が整っている。

イ 規模、構造、利用の目的、地形の状況等により整備基準を遵守することが困難である場合（「13条ただし書」後段）

#### (ア) 規模

- ・敷地が狭小で、車椅子使用者用駐車区画が確保できない。
- ・既存施設の増改築等において、小規模であるため廊下等の幅員が確保できない。

#### (イ) 構造

- ・増築等で、増築部分は整備基準に適合しているが、既存部分の改修が構造上困難であり、増築部分への経路が一部整備できない。
- ・増改築において、構造耐力上エレベーターの設置が困難である。
- ・木製の階段で、必要最小限の突き出し部分があるが、足が引っかかりにくいように、段鼻の下端の角部分を丸くする、又は段鼻の下部にテーパーを設けるなどの配慮をしている。

#### (ウ) 利用の目的

- ・文化財や歴史的価値があるものについて、改善等を施すと著しく当該施設の存在意義を損なう。
- ・衛生面の問題から、便所内の便房と洗面の空間に段を設ける。

#### (エ) 地形の状況（既存の敷地について造成を行わない場合）

- ・傾斜地に立地しているため、敷地内通路の縦断勾配がどうしてもきつくなる。
- ・傾斜地に立地していて建物出入口までの敷地内通路の通行は段差があり困難だが、地下駐車場までは容易にアプローチでき、エレベーターにより建物が利用できる。

## 2 第4章の適用について

### (1) 特別特定建築物の追加

第4章では、整備が義務付けられる特別特定建築物を追加しています。追加に当たっては、公共性が高いこと、利用者にとって選択の余地が少ないと想定され、高齢社会において良質な住環境を整備する必要があること、等の観点から検討し、学校、保育所等の児童福祉施設、共同住宅を追加しています。(仮設建築物は追加対象としていません。)

なお、施設の利用実態に鑑み、児童福祉施設のうち、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設については、規則に定めるところにより追加施設から除外しています。

### (2) 規模の引下げについて

規模の引下げに当たっては、これまでの福祉の街づくり条例の規模を参考に、法委任規定と福祉の街づくり条例の性格の違いや、広域的自治体としての県条例の規定であることを勘案し、下記のような観点から検討しました。

- ア 地形や土地利用、公共的施設の整備の状況や動向は、県内で様々であり、ある程度の広域に適用するためには、一定規模以上が必要と考えられること。
- イ 今後の施設整備のすう勢として、小規模多機能型の福祉施設や、既存ストックを活用した増改築需要の増加が見込まれること。
- ウ 福祉の街づくり条例の実効性という観点からは、その対象施設のうち半分程度以上は対象とできるような規模が望ましいこと。

この結果、規模引下げに当たっては、福祉の街づくり条例で規模を「全て」、「200 平方メートル以上」としているものについては、法委任規定では 500 平方メートル以上からとし、他のものについては、福祉の街づくり条例の規模との整合を図る形で設定しました。なお、共同住宅については、条例による追加施設であることなどを勘案し、規模を引き下げず、法令の規定と同様の 2,000 平方メートル以上としています。

また、規模の引下げを行うのは、新築、増築、改築の場合であり、用途変更の場合には、法令の規定と同様の 2,000 平方メートル以上としています。

### (3) 整備基準の付加について

バリアフリー法では、バリアフリー化のための整備基準を建築物移動等円滑化基準、建築物移動等円滑化経路として、障害者等が道路等から利用居室まで移動する経路となる、敷地内通路、出入口、階段、廊下、スロープ、エレベーター及び便所や案内板等について、それぞれ具体的な数値基準等を定め、バリアフリー化を義務付けています。

これに対し、基準の付加に当たっては、障害者等が災害時において円滑に避難できる経路を確保する観点から、敷地内通路の幅員を 120 センチメートルから 140 センチメートル（車椅子使用者が 180 度方向転換できる寸法）へ、屋外に通ずる主要な出入口の幅員を 80 センチメートルから 90 センチメートル（車椅子使用者が通過しやすい寸法）へと強化しました。さらに、階段において、回り階段は視覚障害者が方向性を失ったり、踏み面の幅が内側と外側で異なり踏み外したりと危険なため、設置を禁止することとしたほか、階段の段の上に警告のために点状ブロックの設置や踊場を含めて連続的に手すりを設置することとしたものです。

### 3 第3章と第4章双方による整備

第3章と第4章を比較すると、第3章の施設は第4章よりも幅広く、また、整備基準の一部は第4章の基準を上回っています。このため、施設の種類や規模によっては、第3章のみの適用を受けるケースと、第3章と第4章の双方の適用を受けるケースがあります。

#### <例>

第3章のみの適用 : 法委任の適用を受けない 500 m<sup>2</sup>未満の施設

第4章を上回る基準 : 車椅子使用者用駐車区画、ホテルの客室の配置基準 など

これは、それぞれの章の性格の違いによるものですが、双方の規定を受ける施設にあっては、より高い水準の規定の方に適合させることが必要です。

第4章の規定とは、条例による整備が必要な指定施設のうち、いわば最低限の施設や水準を法委任規定として義務化し実効性を確保しようとするものです。このため、当然のことながら、第4章の規定にのみ適合していれば十分というわけではありません。最低限の水準である第4章とそれを上回る水準である第3章、この双方の規定に適合させることで初めて、より高い水準での整備を進めることができます。

なお、さらに上の水準として、バリアフリー法では、「建築物移動等円滑化誘導基準」を満たす建築物は、認定を受けることにより、シンボルマークによる表示や容積率の特例、税制上の優遇措置、低利融資、補助制度といった支援措置を受けることが可能な仕組みがあります。

第3章に基づく施設の整備基準における「望ましい水準」については、この誘導基準と同等もしくは高い水準で設定していますので、誘導基準や規則による望ましい水準の達成を視野に入れた整備をお願いします。

#### 公共的施設

不特定多数の一般利用がある施設

※用途面積の定めなし

#### 指定施設

一定規模の公共的施設（要事前協議）

#### 4章の適用を受ける特別特定建築物

バリアフリー法の  
特別特定建築物

条例第29条で  
追加した特定建築物  
条例第30条で  
規模を引下げた施設

## ● 条例の対象施設、整備基準

### ◇対象施設及び規模一覧

対象施設	新築、増築、改築を行う床面積の合計	
	第4章(バリアフリー法に基づく法委任規定)(注1)	第3章(施行規則)
学校(注2) 病院又は診療所 集会場又は公会堂 福祉施設(保育所、児童福祉施設等)(注2、3) 老人ホーム、福祉ホーム等 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等 官公署、銀行等 博物館、美術館又は図書館 車両の停車場等で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	500 m <sup>2</sup> 以上	全て
百貨店、マーケットその他の物品販売業の店舗 飲食店 理髪店等のサービス業の店舗		200 m <sup>2</sup> 以上
公衆浴場		500 m <sup>2</sup> 以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場 展示場 遊技場	1,000 m <sup>2</sup> 以上	1,000 m <sup>2</sup> 以上 一部の整備基準は300 m <sup>2</sup> 以上が対象
ホテル又は旅館 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設		1,000 m <sup>2</sup> 以上
共同住宅(注2)		1,000 m <sup>2</sup> 以上
自動車の停留又は駐車のための施設	2,000 m <sup>2</sup> 以上	駐車場法で規定する500 m <sup>2</sup> 以上の施設
公共用歩廊		対象外
公衆便所	50 m <sup>2</sup> 以上	全て
第3章のみの対象施設	事務所、工場(1,000 m <sup>2</sup> 以上)、地下街(全て)	など

#### 【第4章についての注意事項】

注1：用途変更及び仮設建築物は規模の引下げを行わず法の規定により2,000 m<sup>2</sup>以上とする。

注2：全ての仮設建築物を除く。

注3：規則で定めるものを除く。(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)

### ◇整備基準の付加

	バリアフリー法	第4章バリアフリー法に基づく法委任規定
敷地内通路の幅員	120cm以上	140cm以上
屋外への出入口幅	80cm以上	90cm以上
多数の者が利用する階段等	主として視覚障害者が利用するものに限り、段がある部分の上端に接する部分に点状ブロック等の敷設	視覚障害者が利用するものに限らず、段がある部分の上端に接する部分に点状ブロック等の敷設
	やむを得ない場合を除き回り階段としない	1箇所以上の階段については、回り階段とせず、かつ、踊場を含め手すりを設置
	踊り場を除き手すりを設置	
床面積1,000 m <sup>2</sup> 未満の建築物における車椅子使用者用便所	設置義務なし	敷地内に1以上の整備

## 手続きについて

### 1 事前協議等について

指定施設の新築等をしようとするときは、あらかじめ知事に協議することが必要です。

事前協議は、規則上、「建築確認申請の 30 日前まで」に行うこととなっていますので、設計の早い段階から基準に則った計画を立て、協議してください。

また、工事を完了したときは、工事完了届を速やかに提出してください。

なお、法委任規定の整備基準については、建築確認の手続きの中で審査されます。

＜対象行為＞ ※以下の行為を「新築等」といいます。

区分	内容
新築	建築物の存しない土地の部分（更地）に建築物を造るなど増築、改築及び移転のいずれにも該当しないもの
増築	一の敷地内にある既存の建築物の延べ面積を増加させるもの ※本条例は、棟ごとに判断を行うため、別棟で造る場合は原則として「新築」として扱う。
用途の変更	・現存する建築物の一部あるいは全部を他の用途に変更するもの ・規則別表第 1 における「公共的施設」「用途」「指定施設の規模」について、異なる区分に変更するもの
改築	建築物の全部又は一部を除却し、又はこれらの部分が災害等で滅失した後、引き続いて、これと用途、規模及び構造の著しく異ならない建築物を造るものであって、増築、大規模の修繕等に該当しないもの
大規模の修繕	修繕とは、既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事をいう。 ※大規模の修繕に該当するか否かの判定は、1 棟の建築物全体の主要構造部の種類区分ごとに行うことになり、例えば、柱と壁の 2 種にわたる修繕が行われても、いずれについても、過半に至らない場合は、大規模の修繕に該当しない。
大規模の模様替え	模様替えとは、おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造、種別等は異なるような既存の建築物の部分に対する工事をいう。 ※大規模か否かの判定は、「大規模の修繕」と同様の方法による。

### 2 適合証交付について

公共的施設等を整備基準に適合させたときは、適合証の交付を請求することができます。

事前協議対象の施設に限定していませんので、指定施設とならない小規模施設や既存施設についても請求することができます。

なお、事前協議及び工事完了の届出をしたものでも別に請求が必要となります。添付書類は不要です。

### 3 手続きの窓口について

事前協議及び適合証交付請求の窓口は、県土木事務所及び特定行政庁です。

● 事前協議及び適合証交付請求の窓口 一覧

◇次の地域は県土木事務所が窓口となります。

区域	窓口	問合せ先(代表)
逗子市、三浦市、葉山町	横須賀土木事務所まちづくり・建築指導課 (横須賀市公郷町 1-56-5)	046-853-8800
伊勢原市、大磯町、二宮町、寒川町	平塚土木事務所建築指導課 (平塚市西八幡 1-3-1)	0463-22-2711
愛川町、清川村	厚木土木事務所まちづくり・建築指導課 (厚木市田村町 2-28)	046-223-1711
座間市、海老名市、綾瀬市	厚木土木事務所東部センター (綾瀬市寺尾本町 1-11-3)	0467-79-2800
南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	県西土木事務所まちづくり・建築指導課 (足柄上郡開成町吉田島 2489-2)	0465-83-5111

◇次の市では各市の担当課が窓口となります。

区域	窓口	問合せ先(代表)
相模原市	都市建設局まちづくり推進部建築政策課 (相模原市中央区中央 2-11-15)	042-754-1111
横須賀市	都市部建築指導課 (横須賀市小川町 11)	046-822-4000
藤沢市	計画建築部建築指導課 (藤沢市朝日町 1-1)	0466-25-1111
鎌倉市	都市景観部建築指導課 (鎌倉市御成町 18-10)	0467-23-3000
厚木市	都市みらい部建築指導課 (厚木市中町 3-17-17)	046-223-1511
平塚市	まちづくり政策部建築指導課 (平塚市浅間町 9-1)	0463-23-1111
小田原市	都市部建築指導課 (小田原市荻窪 300)	0465-33-1300
秦野市	都市部建築指導課 (秦野市桜町 1-3-2)	0463-82-5111
茅ヶ崎市	都市部建築指導課 (茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1)	0467-82-1111
大和市	まちづくり部建築指導課 (大和市下鶴間 1-1-1)	046-263-1111

◇横浜市と川崎市はそれぞれ独自に「福祉のまちづくり条例」を施行しており、県の条例は適用されません。各市にお問い合わせください。

● 事前協議等における提出書類等

(1) 事前協議（協議内容を変更する場合を含む）

申請時期	建築基準法による建築確認の申請をする日の 30 日前まで ※確認を受ける必要がない場合は新築等の工事に着手する日の 30 日前まで	部数
申請書類	<p>(1) 指定施設新築等(変更)事前協議書（第9号様式）</p> <p>(2) 適合状況項目表（公共的施設） ※用途等により様式が異なる場合があるので注意</p> <p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図</li> <li>② 縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、通路又は園路の位置及び幅員、敷地内における出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員を明示した配置図</li> <li>③ 縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、</li> <li>④ 駐車場その他の主要部分の位置及び寸法を明示した建築物の各階平面図</li> <li>⑤ 施設の円滑な利用のための支援に関する確認書（様式B）</li> <li>その他知事が必要と認める図書</li> <li>（例：縦断面図、構造詳細図、現地写真、理由書、案内板の白黒コピー等）</li> </ul>	2 部

(2) 工事完了届

申請時期	工事完了後速やかに	部数
申請書類	<p>(1) 指定施設工事完了届（第10号様式）</p> <p>(2) 事前協議の対象となった部分の写真</p>	1 部

(3) 事前協議内容の取下げ等

申請時期	事前協議終了以前に当該申請を取り下げる場合	部数
申請書類	指定施設新築等（変更）事前協議書取下げ届（様式G）	1 部
申請時期	事前協議が終了した指定施設の工事を取りやめる場合	部数
申請書類	指定施設新築等工事取りやめ届（様式H）	1 部

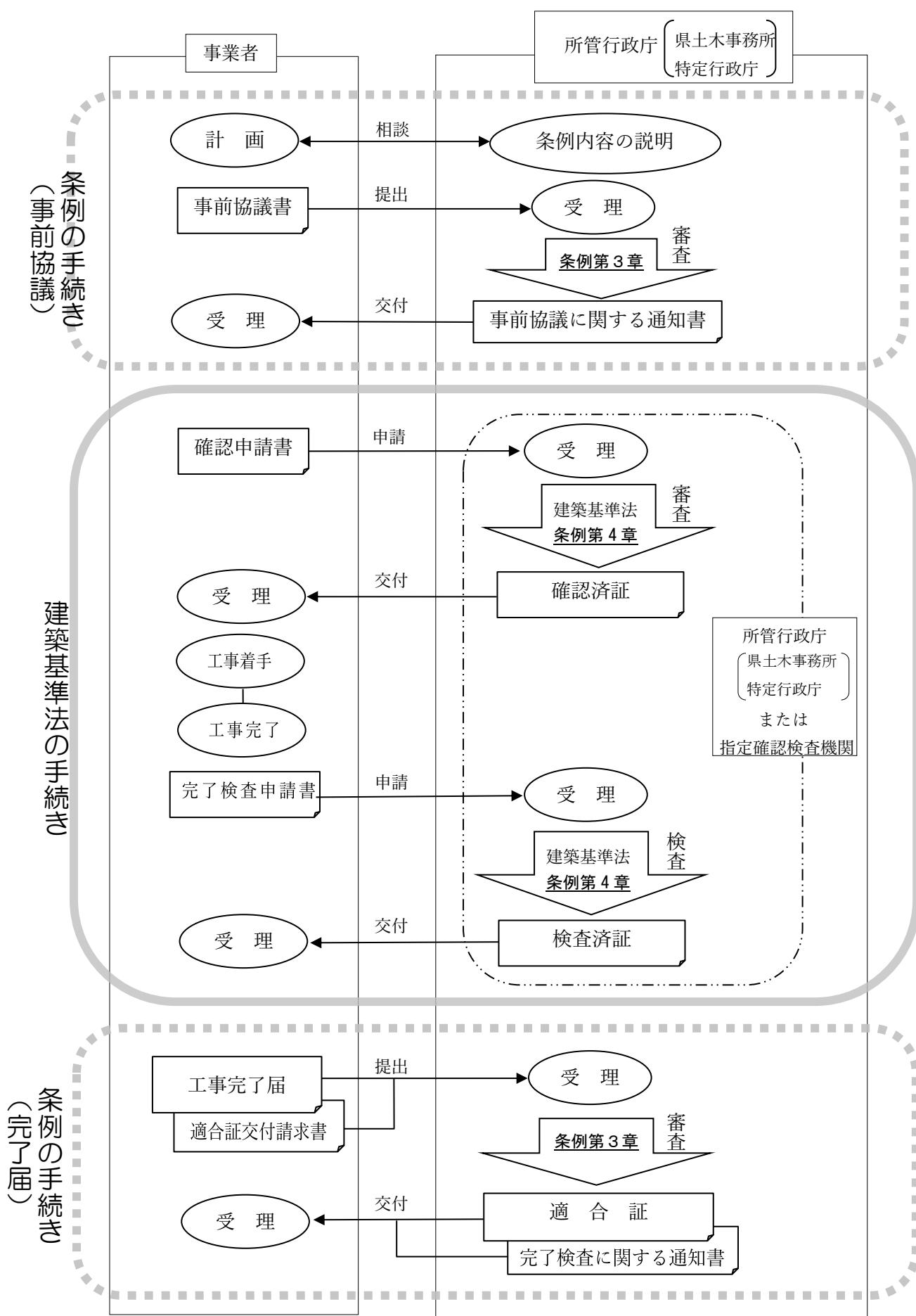
(4) 適合証の交付

申請時期	工事完了検査後	部数
申請書類	<p>(1) 適合証交付請求書（第2号様式）※「道路」と「公園」は様式が異なるため注意 【事前協議を受けている場合は、以下の添付資料は不要】</p> <p>(2) 適合状況項目表（公共的施設） ※用途等により様式が異なる場合があるので注意</p> <p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図</li> <li>② 縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、通路又は園路の位置及び幅員、敷地内における出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員を明示した配置図</li> <li>③ 縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、</li> <li>④ 駐車場その他の主要部分の位置及び寸法を明示した建築物の各階平面図</li> <li>⑤ 施設の円滑な利用のための支援に関する確認書（様式B）</li> <li>その他知事が必要と認める図書</li> <li>（例：縦断面図、構造詳細図、現地写真、理由書、案内板の白黒コピー等）</li> </ul>	1部

※各種様式や記載例などは県地域福祉課のホームページに掲載しています。

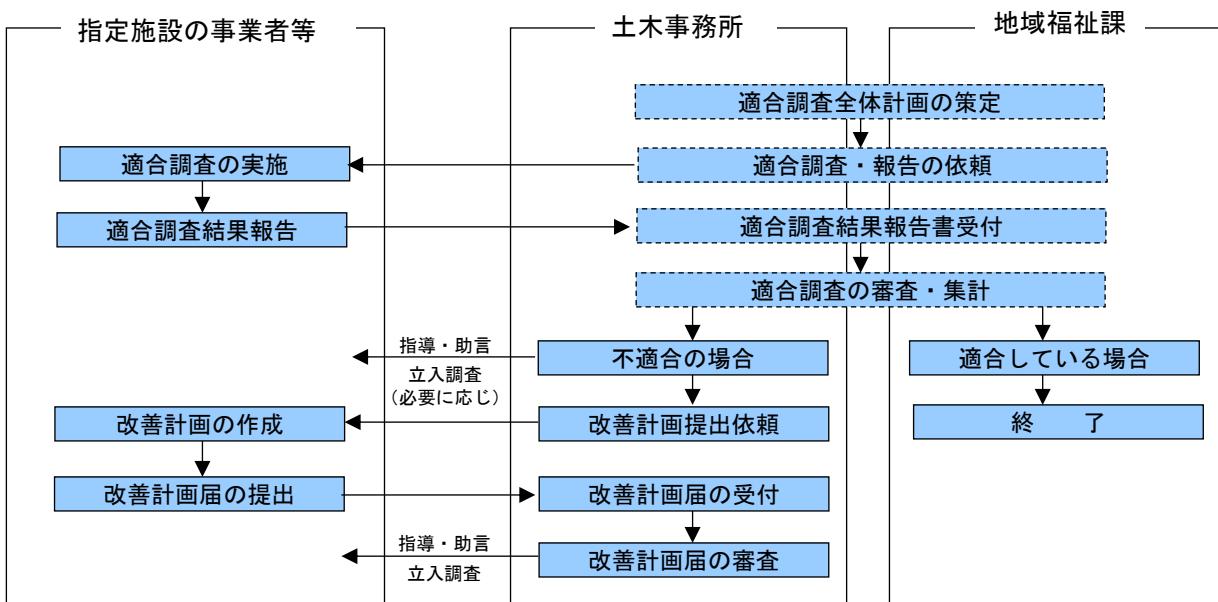
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22183-2.html>

## I 新築等の場合



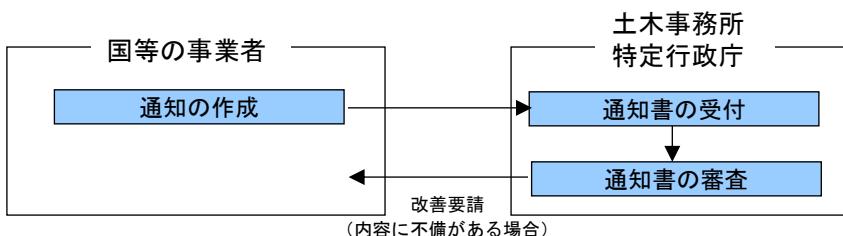
## II 既存施設の場合

(条例第 14 条、第 22 条、第 23 条  
規則第 9 条、第 10 条)



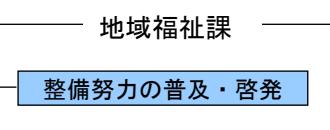
## III 国等の事業者の取扱

(条例第 25 条、  
規則第 12 条、第 13 条)



## IV 公共車両の取扱

(条例第 26 条)



## V 住宅の取扱

(条例第 27 条)

